

ちくしの

人権問題特集号

発行／筑紫野市
編集／同和問題啓発資料編集委員会

12月4日から10日は「**人権週間**」です。

「筑紫野市人権都市宣言」は日本国憲法と世界人権宣言を具体化するための誇るべき「わたしたちのまちの宣言」です

筑紫野市人権都市宣言

人は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、平等に生きる権利を有している。

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や地球的規模で人類の大きな課題である。

しかし、私たちが生きている現代社会のなかには、部落差別をはじめ基本的人権が不当に侵害される様々な人権侵害の事象が存在し、平和で明るい社会の存立を脅かしている。

よって、筑紫野市はすべての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けて、一人ひとりが不断の努力を行うことを確認し、ここに「人権都市」とすることを宣言する。

平成七年六月五日

筑紫野市

目次	●なくそういじめ!.....	2
	●性同一性障害者への理解を深めよう.....	3
	●行きたい時に、行きたい所に、行きたい.....	4
	●声をかけてみませんか?.....	5
	●うつ病を正しく理解しよう.....	6
	●親子で「書き込みのマナー」の学習を.....	7

2014年

12/1 

なくそういじめ！



私はニューズで、ある中学校の男子生徒がいじめが原因で自殺をしたということを知りました。それを見た時、私はなぜその生徒が自殺するまでいじめをやめなかったのだろう。他の生徒は見えていなかったのかな。気づかなかったのかなと不思議に思いました。

きつといじめていた人たちは、人の気持ちを分かってやることのできない人だと思えます。他の生徒は、気づいていなかったのではなく、見えていなかったのでもなく、ただ「見て見ぬふり」をしていたんだと思います。自分がいじめのターゲットにされたくないから。でも、「見て見ぬふり」もいじめです。その人たちがだれかに知らせていたら、いじめていた人を止めていたら、男子生徒は自殺しなかったかもしれせん。
(中略)

私は、言葉には二つの種類があると考えています。一つは、人を喜ばせることのできる花たばのような言葉。もう一つは、人をきずつける刃物のような言葉。いじめていた人たちは、この刃物のような言葉で男子生徒の心に深いキズをたくさんつけました。消えることのない深い深いキズを・・・

だから私は、そんな子がいたら、言葉の花たばをたくさんあげたいです。その子の心についたキズをその花たばでうめてあげたいです。その子が笑顔でい続けられるように。

「いじめ」

それは、どの学校でも起こっていることです。だから、まわりの生徒は、「見て見ぬふり」をせず、自分にできる精いっぱいのことをするのが、その子の命を救います。だれもが明るく、笑顔。そんなすてきな世の中をみんなできつくりたいです。

この作文は、昨年(2013年度)の筑紫野市人権作文集「くさび」に掲載された、当時二日市小学校5年生 井筒 葵さんの作文の一部を抜粋したものです。

人権感覚豊かな子どもを育てる

井筒さんのようなすばらしい人権感覚をもった子どもたちを育てるため、市内の小・中学校では、計画的な人権学習を行っていきます。その一例を紹介します。

市内の小学校では「あったかことばを話そう」という授業が行われています。友だちに言われてうれしかった言葉(あったか言葉)、嫌だった言葉(ちくちく言葉)を出し合い、この二つの言葉を言われたときの気持ちについて考えます。子どもたちは、「あったか言葉」を言われたときは「嬉しい、あたたかい、頑張ろう」という気持ちになり、「ちくちく言葉」を言われたときは、「悲しい、くやしい」気持ちになることに気づきます。

人を喜ばせ、あたたかい言葉の花束をたくさん贈ることができる子どもたちを育てることは、いじめの解消につながります。

そして、井筒さんも述べているように、だれもが明るく、笑顔で、そんなすてきなまちづくりをしていきたいものです。

なお、現在、市内の全小中学校では「いじめ防止基本方針」を立てて、学校全体でいじめ防止のための取り組みをしています。

性同一性障害者への理解を深めよう

私は、現在市内の中学校で教員をしています。

平成22年4月、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」という文書が、文部科学省から各都道府県教育委員会等に出されていました。

その内容は、性同一性障害を始めとする新たな課題について、学校において適切に対応できるよう求めたものです。

性同一性障害という言葉は知っていましたが、深く勉強をしたこともありません。そこで、基本的な事柄を調べてみました。法務省のホームページに、以下のように整理されています。

からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進が妨げられたりするなどの差別を受けてきました。

平成15年7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布され、平成16年7月から施行されました。この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

（平成20年6月に改正法が成立し、条件が緩和）

この「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことをきっかけに運転免許証の性別の記述がなくなっただけでも学びました。

また、この人権課題を学校教育の中で推進されている先生は、この問題を解決するためには「一人ひとりの意識が差別や偏見をなくします。」そのため「先生たちが研修を行い正しい知識を知って、子どもたちに正しく伝えてください。」「このことを話題にすることは、恥ずかしいことでもなんでもないので子どもたちに伝えてください。」と話されていたことが大変印象的でした。

私は、この人権課題についても当事者の声（差別の現実）に深く学び、偏見や差別をなくすための人権教育や人権啓発を積極的に進めたいと思います。

参考：法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/kadai.html>

行きたい時に、行きたい所に、行きたい

車椅子を使用して生活している父は最近「車椅子に対応したトイレやスロープも多くなり、道の駅やショッピングモールなどで家族と一緒に買い物や食事をするのが楽しみだ。」とよく話すようになりました。

しかし、父と外出するときは「エレベーターや身障者用トイレがあるか」「施設が車椅子に対応しているか」、また、長距離のドライブでは、目的地の施設だけでなく、トイレ休憩できる場所をさがすなど車椅子を使用している父が安心して安全に外出できる環境にあるかを調べなければなりません。

また、父の車椅子を押して近所を散歩をしたり、買い物をしたりするときも、いろいろ不便な点を感じることはありません。「公園のなかに入りたけれどスロープがない」「車椅子で通る歩道に自転車など物が置かれている」「買い物をしているとき通路が狭く車椅子では入れないところがある」などです。これらのことは、車椅子を使用している父と外出して気づくことができたことです。

平成18年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行され、父のように車椅子を使用している人が外出できる場所と移動の選択肢が広まりつつありますが、まだまだ、車椅子を使用する人が安心して安全に外出できる社会になったとはいいづらいものがあると感じています。

私は、父と外出して、周りの人のやさしさやあたたかさを感じる場面にたくさん出会いました。

上りのスロープと一緒に押してくれた人
段差のあるところで車椅子を持ち上げてくれた人
電車の席をゆずってくれた人

レストランで食事をする時、父が食事をしやすいように机の配置をかえてもらったこと

このような人や場面に出会うと、感謝の気持ちだけでなく、私や父は心豊かになります。

車椅子を使用している父との生活を通して、車椅子を使用している人だけでなく、障がいがある人たちが「行きたい時に、行きたい所に外出できる」街づくりと人づくりの取り組みが必要だと強く思いました。



声をかけてみませんか？

先日知人の女性から次のような話を聞きました。

ある駅の近くで高齢の女性が座り込んでいました。

以前、この高齢の女性は、認知症で行方不明となり家族が探されていた方でしたので、思い切って声をかけました。

女性 … だいぶん涼しくなりましたね。

高齢の女性 … 何かご用ですか？

女性 … お散歩ですか？

高齢の女性 … お店でご飯を食べるの。

と高齢の女性は立ち去りましたが、しばらくして、同じ女性を駅の入口で見かけたので、もう一度声をかけてみました。

女性 … お食事は済み済みですか？

高齢の女性 … 友人が来るので待ってるの。

女性 … ご友人も自宅にお電話されているかもしれないよ。暗くなつたので、お送りしましょうか？お近くですか？

と話すうちに、打ち解けて、自宅まで送っていききました。

「最初は、どう話したらいいのか戸惑いましたが、10年前から『徘徊模擬訓練』を実施している大牟田市のホームページに載っていた代表的な声かけの仕方を思い出しながら、ゆつくりと話をしていくうちに信用してもらえたのか、自宅までお送りできて、本当にほっとしました。ご家族からも大変感謝され、声かけて良かったです。」と語ってくれました。



○代表的な声かけの仕方（大牟田市のホームページより）

① ゆつくり近づいて、相手の視野に入ってから、話しかける。

② 近づきすぎず、しかし視線を合わせ、ゆつくりと穏やかな

□調で、急に後ろから声をかけたり、大声で怒鳴るように声をかけたりしない。

③ 声かけは「こんにちは」「お暑いですね」など、ごく普通にあいさつから。

④ 「私はすぐこの〇〇ですが、どこからいらつしやいましたか？」とか「どこへ行かれますか？」と、やさしく声かける。

⑤ 「何かお困りですか？」「大丈夫ですか？」「何かお手伝いしましょうか？」もいい質問。

大牟田市の『徘徊模擬訓練』は、高齢者が行方不明になったことを想定して、地域や行政の連絡体制を確かめ、警察への連絡や高齢者への声かけの仕方などを訓練するものです。

大牟田市の担当者が「認知症による徘徊が社会問題になっています。地域の力で徘徊する高齢者を少しでも早く発見し保護することが大切です。特に、徘徊高齢者への声かけは徘徊者の命を守り、安心して徘徊できるという人権尊重のまちづくりにつながります」と話されたことが大変印象的でした。

うつ病を正しく理解しよう



ある職場での会話です

友人「あなたの課のAさんは、今休職中だと聞いたけど、病

気なの？」

私「うつ病のため休職と聞いているよ。」

友人「うつ病って休職するほどの病気なの？」

私「休まなければいけないかどうかは病気の進行具合や個人によって違うと思うけれど、Aさんのことが心配だったから、うつ病について調べたの」

うつ病は、気分が落ち込み、悲観的となり、物事に興味を持つたり楽しんだりすることができなくなる状態です。主な症状として、気分が落ち込むなどの抑うつ状態、急激な食欲の増減、不眠、思考力・集中力の低下などがあげられます。これまでできていた仕事が今まで通りにできなくなり、ミスも重なり、自分の無力感にさいなまれてしまいます。また、うつ病の方は、はた目には病気であることが分かりにくく、他人から理解してもらいにくい側面があります。そのため、「怠けている」などの印象を持たれる場合もあります。

私「ということが分ったわ。」

友人「うつ病について何も知らなかったし、うつ病の人にかたよった見方をしてしまうところだったわ。教えてくれてありがとう。」

ストレスの多い現代社会において、うつ病は決して珍しい病気ではありません。厚生労働省が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている「患者調査」によれば、うつ病患者は平成8年からの12年間で約3.5倍(平成20年で704,000人)となっており、近年著しく増加しているといわれています。

うつ病はきちんと治療すれば治る病気といわれています。そのためには「早期発見」「早期対応」がとても大切です。早めに対応することで、スムーズな治療へと結びつき、早期の回復へとつながります。

早期発見のうつ病のサイン

- 表情が暗く、元気がない
- 急に口数が減ったりする
- 遅刻や早退が増える
- いろいろしている
- 好ぎでしていたことをしなくなる
- 自分を責める、周囲との交流をさける

身近な人にうつ病のサインが見られたら、「どうしたの?」と声をかけることも大切です。話に耳を傾け、専門家への相談や受診を勧めましょう。

また、うつ病について、正しい理解がなされないと、サポートしている人、怠けている人、付き合いの悪い人等、安易に決めつけたり、偏見の目で見たりしてしまうことにもなっていきます。

親子で「書き込みのマナー」の学習を



携帯電話は、今や子どもから大人まで利用している、便利で多くの機能を備えた生活必需品です。

内閣府が行った「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、小学生で36.6%、中学生で51.9%、高校生になると97.2%が自分専用のスマートフォンを含む携帯電話をもっているという結果が出ています。

携帯電話は「子どもの住む世界が広がる。」「子どもの居場所がわかる。」「すぐ連絡が取れる。」「万一のときに身を守る防犯ブザーになる。」など、子どもの交友関係の広がりや安全に役立つ道具です。しかし使い方によっては、見知らぬだれかにつながることもあり、犯罪に巻き込まれるなど子どもの身を危険な状態に追い込む道具にもなりかねません。

現在、インターネットの書き込みによるいじめや人権を侵害する事件が起こり大きな社会問題となっています。その一つに無料通信アプリ「LINE(ライン)」の問題があります。総務省が昨年11～12月に実施した調査では、10代の若者の8割近くが利用しているという結果が出ています。また、LINE(ライン)でのやりとりは当事者以外にみえにくく、何気なく送ったメッセージが誤解をまねいて、いじめや事件につながるといった深刻な事態に発展するケースが後を絶ちません。

ある小学校で、LINE(ライン)による、トラブルが発生しました。友達とやり取りをする中で、感情がエスカレートしてしまい、相手を傷つける書き込みをしてしまったというものです。グループの一人が、母親の携帯電話を使って書き込

みに参加していたので、友だちの書き込みに目を止めた母親が学校に相談してこの事実が判明しました。LINE(ライン)に参加していた児童については、学校で適切に指導されトラブルは解決されました。

このようなトラブルから子どもを守り、携帯電話やインターネットを賢く利用するためには、保護者が子どもの携帯電話の利用実態を把握すると同時に、親子で書き込みのマナーを学習しておくことが大切です。

LINE(ライン)について懇談会を開催していた時、ある保護者が、私は人と直接会って話すことが、コミュニケーションの基本だと考えています。そこで、

携帯電話を使って

- 人に面と向かって言えないようなことの書き込みをしない。
- 人を傷つける書き込みをしない。
- 友だちの親の前で言えないことの書き込みをしない。

などの書き込みのマナーについて親子で話し合っています。そして、書き込みのマナーを守れなかったときは親の責任として、子どもに反省してもらうため携帯電話を使わせない場面も出てくることを親子で話し合うようにしています。と言われました。

この話を聞いて、子ども自身が自分や他の人の人権を大切にできるよう『書き込みのマナー』を常日頃から親子で話し合っていることに拍手を送りました。

12月4日～10日 人権週間とは

1948（昭和23）年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、この日を“世界人権デー”と決めました。

日本では、翌年の昭和24年から毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」として、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

筑紫野市の主な取り組み

★街頭啓発

とき 12月3日（水）18時～19時

ところ JR二日市駅、西鉄二日市駅、朝倉街道駅

★市内児童生徒の人権ポスターや標語の掲示

とき 11月27日（木）～12月11日（木）

ところ 各コミュニティセンター、カミーリヤなど

福岡県の主な取り組み

★人権週間講演会

とき 12月6日（土）

12時15分～16時55分

ところ クローバープラザ「大ホール」

内容 ①講演「こころに響くいのちの言葉」

講師 葉 祥明さん
（絵本作家／画家／詩人）

②映画「そして父になる」

編集後記

「あっ。そのゴミ、拾ってくれる？」と先生は、教室に落ちているゴミを指して、近くの子どもに頼みました。するとこんな言葉が返ってきました。「これ、私が落としたのではありません。」

このことばに対して、大学の先生は「血の凍る瞬間です。」「一つのゴミを、まさに『他人ごと』として一蹴する子ども。」「このような学級は、落ちているゴミの問題にとどまらない。」「つらい思いをしている人がいても、自分とかかわりのないことにしてしまう傾向がありがちです。」「これはいじめや差別の問題における、『自分とのかかわり感』が欠如した傍観者の立場と通じます。」と述べられています。そして、その解決策として「このような場面に出くわした時が学習のチャンスととらえるほかはない。」「『ゴミを拾いましょう』と100回お説教を唱えるより、事実と直面したとき、立ちどまって『おー、いま、悲しい場面を見てしまった…』と教師の心情を全体に向けて発することから始めてみたい。」とアドバイスしています。

本年度も、同和問題啓発資料編集員の皆さんの総意で人権問題特集号を作成し、市民の皆様へお届けします。人権問題を「自分とのかかわり感」をもって読んでいただけたら幸いです。そして、人の失敗に対してはげましの言葉とは逆に、聞き捨てならない発言を聞いた場合に「あー、いま、おかしいことを言ったよ」とおもむろに子どもに問い返せる人権感覚豊かな大人でありたいといつも思っています。